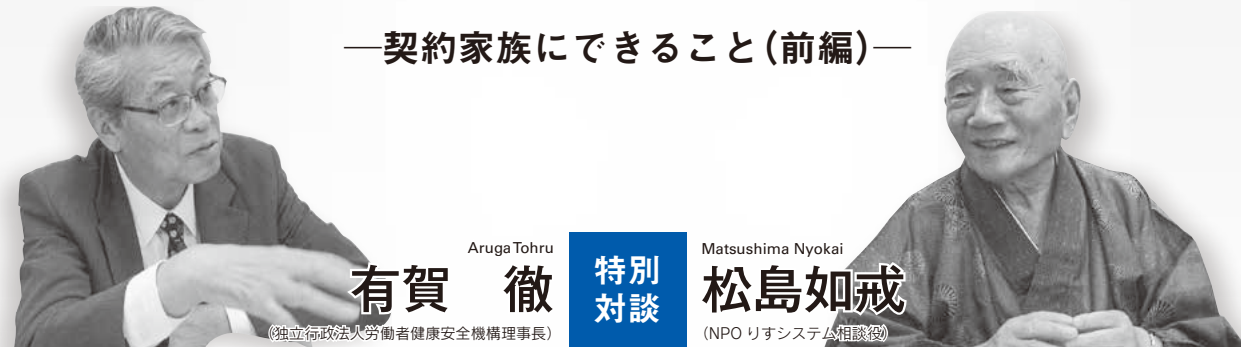


「周死期」における 高齢者支援

— 契約家族にできること(前編) —



Aruga Tohru

有賀 徹

(独立行政法人労働者健康安全機構理事長)

**特別
対談**

Matsushima Nyokai

松島如戒

(NPO りすシステム相談役)

契約家族とは何か： 周死期における高齢者サポート

有賀 今、この国の人口構造は、家族形態も含め非常に大きく様変わりしつつあります。かつて一つ屋根の下にはおじいちゃん、おばあちゃんと息子夫婦、そしてその子どもといった三世同居も珍しい風景ではありませんでした。ところが今や、高齢者二人、あるいは独居の世帯がどんどん増えている。当然のこととして、従来の社会保障システムも見直されなければならない、ということで出てきたのが、地域包括ケアシステムだと思うのですが、本日対談のお相手をしていただく松島如戒さんは、もう25年も前に従前の家族に代わる、あるいは補完するための、契約による新たな家族＝「契約家族」というものを提案されてきました。この『在宅新療0-100』の読者にはあまり耳慣れない言葉かもしれませんが、まずはこの「契約家族」とは何ぞや、といったところから

お話しいただけますか。

松島 はい。わが国にはさまざまな社会保障サービスが提供されていますが、そのサービスをうまく利用するには適切にサービスを選択しなければなりません。これまではその役割を主に家族が担ってきました。ところが、先生のご指摘のとおり、近年その家族が大きく変わってきています。総合的な家族力が落ちてきている、ともいえるでしょう。契約家族とは、この従来の血縁によってつながった家族に対して用いている言葉なのですが、ご本人と契約関係を結ぶことによって血縁家族の代わりに、病気になったときのお世話ですとか、入院や施設入所の手続き、そして最後は葬式をあげるなど、「周死期」における諸々の家族の役割を果たします。契約による家族契約によって高齢者への各種サポートサービスを提供するために設立したのがりすシステムです。

有賀 今、周死期という言葉が出てきました。最近よく耳にしますが、この言葉の意味を整理しておきましょうか。

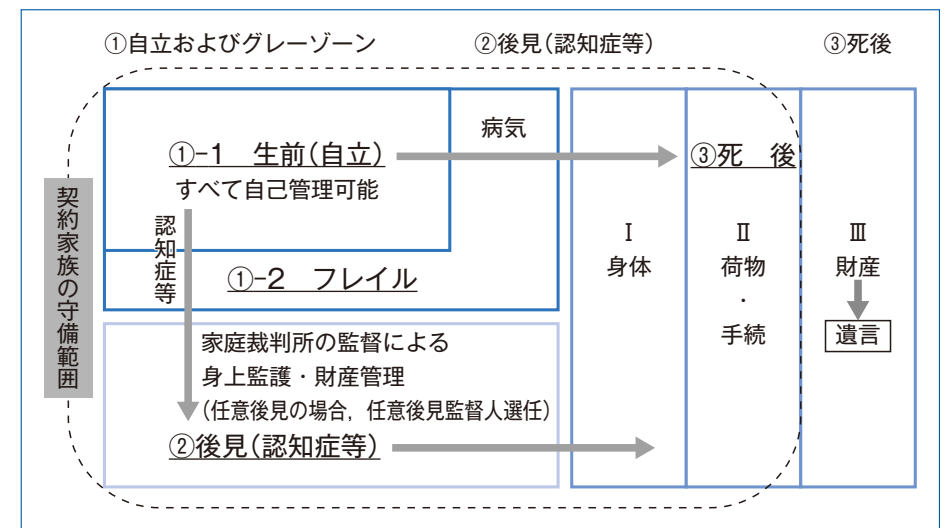


図1 周死期の3つのステージ

松島 はい。周死期とは死の前後の期間を包括的・連続的にとらえた概念です。出産前後の期間を周産期といいますよね。周産期には医療や行政上の手続きにおいてもいろいろな措置がとられています。それと同じように、この周死期も取り扱われるべきではないかとの願いが込められています。周死期には自立期(フレイル含む)、後見期、死後の3つのステージがありまして、周死期に入るとさまざまな場面で他人の助けが必要になります(図1)。りすシステム設立20周年記念の式典で、川嶋辰彦先生(学習院大学名誉教授)が特別講演をしてくださいます。私たち契約家族の活動の時間的範囲を周死期と位置づけてくださいました。

有賀 りすシステムでは各ステージに対応したサービスを提供しているということですね。

松島 例えば自立期には日常生活支援、介護保険を含む社会福祉サービス受給手続きの代行、入居・入院の際の保証、入院の付き添い、手術の立ち合いなどです。後見期には認知症などによってご本人の判断力が低下していきますので、ご本人に代わって財産管理と身上監護の責務を負います。これは受任者が家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選出されてはじめて実行できるようになります。死後にはご遺体の搬送、火葬・納骨、公共料金の支払いや解約手続き、保険・年金などの諸手続き、不用品の処

分、賃貸住宅などの返還手続きなどを行っています。

私の葬式をあげてください！ 契約家族誕生のきっかけ

有賀 なるほど。生きるうえ、死ぬうえでの諸々の行為が網羅されているわけですね。ところで、松島さんがこのりすシステムを始められた、そもそのきっかけは何だったのですか？

松島 もう30年ほど前になります。学生時代の親友の奥様のお姉様から相談を持ち掛けられたのです。巣鴨の青物市場の裏手に土地を所有しておられたのですが、もうじきご主人が退職なので、退職後にその土地を有効活用できないかと。当時、私は不動産関係の仕事に就いておりまして、はじめはワンルームのマンションでも建てたらいいのではないかと考えたのですが、そこは道路が狭くて集合住宅を建てられない土地だったのです。それでいろいろ考えまして、昨今お墓が足りないといく聞くので、だったら墓地はどうだろうと。ただし、お墓をつくるには自治体か公益法人、または宗教法人でないと許可が下りません。それで東京都に相談しましたところ、その都内には1万もの宗教法人があって、そのうち半分は所在がわからない。だから今後はやたらと許可はしないと、東京都の担当者がいうのです。

だけど、どこかの寺の別院であれば例外的に認めなくもないと。それなら私は若いころ大分の高野山真言宗功德院というところで修行しておりましたので、その別院を開いたらどうだと聞きましたら、それならいいでしょうということになりまして、墓地をつくることになったのです。それで何だかんだありましたが、1988年4月に何とかお墓のオープンセレモニーまでこぎつけました。セレモニーでは元東洋大学長の故・磯村英一先生に記念講演をお願いいたしました。磯村先生は人脈も広い方で、会場のホテルには関係者300人ほどのご出席を賜りました。そしたら磯村先生、開口一番「こんな3段重ねの墓これから先いつまで続くかわかりません」って(笑)。こっちもかなりの借金をしてつくっているわけですから、びっくりするじゃないですか。とどのつまり、「おそらく子々孫々まで墓を維持していくというような形態は20世紀までで、21世紀にはもう無理でしょう。ではどうしたらいいか。これからは単なるお墓ではなしに、メモリアルコミュニティとして、将来、都民のため国民のためになるような施設をつくってほしい。松島君にはそういうことががんばっていただきたい」というようなことが講演の趣旨でした。

有賀 なかなかお話の上手な方ですね。それでどうされました。

松島 それならということで、宗教や血縁などの垣根を越えて、誰でもが入れ合える合葬墓をつくろうということで、もやいの碑を建立いたしました。その運営組織としてもやいの会を設立したのです。意外にも日本には比叡山延暦寺の久遠墓などごく少数のところを除き、そうしたお墓がありませんでした。磯村先生には終生もやいの会の会長を務めていただき、また会設立にあたっては生命保険会社2社から役員の方をご紹介いただきまして、会の運営面でもご尽力いただきました。

有賀 いまのりすシステムのおおもとですね。

松島 はい、それで毎月8日を会員の集まりの日にしようじゃないかということになりました。まったく無関係の人同士が死んで一緒のお墓に入るわけですから、生きてるうちから何らかの形でかわり合いたいよねという考えからです。それから1年経った

ころでしょうか、ある会員の方にこんなことをいわれたのです。「お墓はもやいの碑に入る手続きをしたから安心した。だけど私は親戚の縁は切った。家も引っ越し、近所付き合いもない。私が死んでも火葬して骨をここに持ってきてくれる人もいないんだ。仏つくって魂入れずというが、寺なんだから私の葬式をやってくれないか」と。皆も「そうだ、そうだ」というのですが、お骨は腐らないのでいいですが、遺体は日に日に傷んでいきます。葬儀を誰が行うかという仕組みづくりの必要性は十分にわかりましたが、すぐに承諾というわけにはまいりませんでした。それから2年間ほどは、自分の葬式とその他の後始末を自己責任で行いたいという人がそれをするには、どんなスキームでやればいいのか等々、法律の専門家などにも意見を聞いたりして、ずいぶんと勉強しました。そして1993年、契約に基づいて家族をつくる生前契約システムができたのです。

しかし、お金を生前に準備していただいて死後確実にいただくという点で苦労しました。もやいの会の役員に入っていたいた保険会社が特段の計らいで、死亡保険金を第三者である葬儀などの仕事をしたりすシステムに支払うという仕組みを作ってくれました。

Living Support System
だから、りすシステム

有賀 りすシステムの設立にこぎつけたと。

松島 はい。それでそのときネーミングをどうしようかと考えまして、いろいろと候補はあったのですが、おそらく葬式の前にはきっと老人ホームに入るのに保証人が必要になるだろうとか、病気で入院のときにはどうだとか、いろいろ先回りしまして、そんなこともひっくるめて生活支援だから、Living Support System だということで、頭文字の本来の略はLSSなのですが、「り」と読ませるために小文字のiを入れたら格好もいいというので、LiSSシステムとしたんです。ただその頃はまだ法人名にアルファベットが使用できませんでしたので、結局は平仮名でりすシステムになりました。のちにNPO

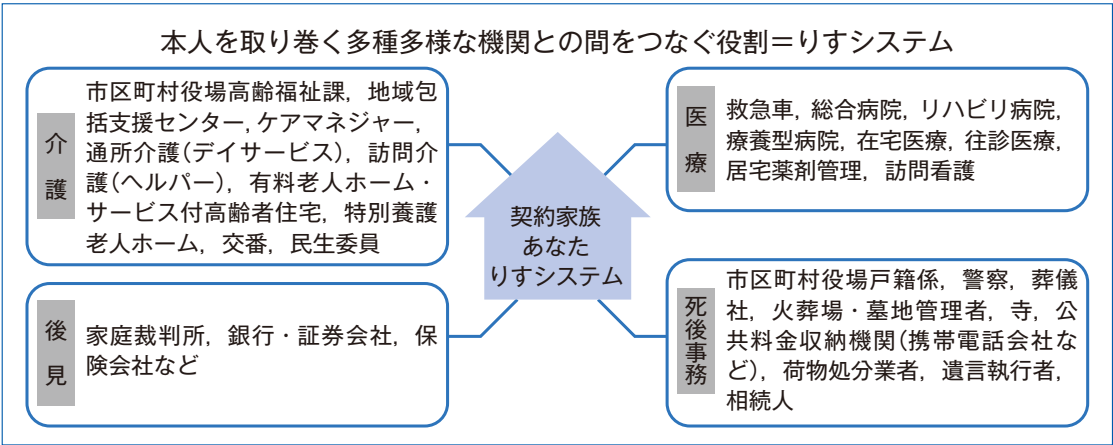


図2 あなた(契約者)を支える契約家族(りすシステム)の姿
(松島如戒：私、ひとりで死ぬますか；支える契約家族、日本法令、東京、2018、p 204、より引用)

になったとき、まじめに「リスを売っているんですか？」って電話が何本かかかってきました(笑)。

有賀 そりゃそうですよ。僕だってリスとどういう関係があるんだろうと思いましたもん(笑)。

松島 そんな経緯で一応はできたのですが、実際のところいろいろな問題があったのです。そもそも赤の他人の葬式をする、喪主になるということが果たして可能なのだろうか。あとからどこから文句をつけられないだろうか。調べてみますと民法には、祭祀財産の承継という条文がありまして、仏壇だとか、墓だとかは、一般相続から切り離して祖先の祭祀を主宰すべき者に承継させるという規定です。では、「祭祀を主宰する者」とは誰なのかといいますと、民法に「慣習による」と書いてあるのです。ただし、生前に相続人が指定してあればそちらが優先されると。ところで私たちがやろうとしていることはご本人の葬式です。自分の葬式を「祖先の祭祀」といえるのか？ 民法の学者にもいろいろお話を聞いたのですが、その点は通説や判例で決まっていくものだから、民法で駄目としていないかぎり、大丈夫でしょうとのことでした。では、葬式や法事や家の荷物の片づけぐらいまではいいけれど、それらは事実行為といえますか、労働だからいいかもしれませんが、そこは無理だよねという話になってしまったのです。民法に定められている、委任契約とは当事者死亡で

終了するという規定があるものですから、困ったなあと思っておりまして、偶然、ある裁判で最高裁の判決が出たのです。どんな裁判だったかと申しますと、ある方が友人に印鑑ですとかお金を預けて葬式から何から、死後のことはすべてまかすのでやってくれと頼まれてからお亡くなりになったのです。そのご友人は約束どおり葬式を行いまして、預かったお金のなかから葬儀費用として90万円を支払いました。そうしましたところ、法定相続人となる親族の方が一人現れまして、親族といったって相当疎遠な方ですよ。その方が「何をしてくれるんだ。葬儀代として支払った90万円はいいとして、病気療養中にお世話になった看護師さんなどに亡くなった方からの依頼でお礼をしたお金を返せ」って裁判に訴えてきたのです。あんまりな話だとは思いますが、一審、二審は原告側の勝訴。民法にあるとおり委任契約は強行規定ではありませんので、死亡によって消失するという判断です。ところが最高裁では大鉈が振るわれまして、当事者間の特約・合意があればその特約が優先されるとなったのです。被告側つまり友人の方の逆転勝訴です。世間の感覚からすると、それはそうですね。それで、公正証書などを作成し、きちんと契約を結んであれば亡くなったあとのこともできるじゃないかということになりまして、ようやく枠組みができあがったのです(図2)。

【次号・後編に続く】